

模擬裁判の説明

今回の事件の争点と概要

事件の争点



被告人が犯人だと本当にいえるのか？

事件の概要

インターネットの巨大匿名掲示板へ「女に天誅を下す」との書き込みがされる



書き込み通りの時間、場所で、被害者の女性が包丁で刺され怪我をする

犯行に使われた包丁とパーカーが発見される



被告人が掲示板へ書き込んでいたことが判明



被告人逮捕！！



被告人の部屋から、犯人が使った包丁・パーカーと同じ商品を購入したことを示すレシートが発見される



〈考えてみよう〉



どのような証拠があれば被告人を犯人と言えるのか考えてみましょう。
次の場合はどうでしょうか？

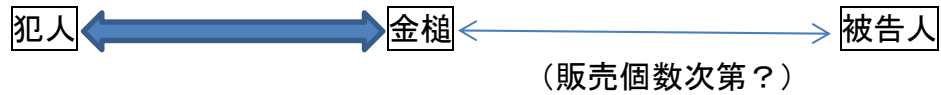
- (1) 被告人が犯行予告をインターネット上の巨大掲示板に書き込み、その1週間後に予告通りの犯行があった場合
〔証拠：インターネットの書き込み〕



(HPの性格、書き込み時間次第？)

- (2) 凶器となった金槌と同じ商品を被告人が所有していた。その金槌が群馬県内のホームセンターで多数販売されているものだった場合と特注品で1丁だけ作られたものである場合

〔証拠：金槌〕



- (3) 被害者が目撃した犯人がウニクロを着ており、犯行日、被告人も同種類の商品を着ていた場合と、犯人が本田何某のサイン付きの日本代表ユニフォームを着ており、犯行日、被告人も同様のサインが入った日本代表のユニフォームを着ていた場合

〔証拠：目撃証言〕

